

事務連絡  
令和2年3月25日

西宮市指定居宅介護支援事業者  
西宮市指定介護予防支援事業者 各位

西宮市法人指導課長  
西宮市介護保険課長

新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援業務の取り扱いについての期間延長について

平素は、本市の介護保険運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市の新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援業務の取り扱いに関連しては、「新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援業務の取り扱いについて」（令和2年3月3日付法人指導課ほか連名事務連絡）でお示しているところです。

しかしながら、今般、新型コロナウイルス感染拡大防止の措置が引き続き必要なことから、同事務連絡の取り扱いに係る期間を延長し、下記の通りとします。

## 記

### 1. 期間

今般の取り扱いは、令和2年4月末までとしますが、必要に応じて、追ってご連絡をする場合があります。

以上

### 【問い合わせ先】

西宮市 法人指導課  
電話：0798-35-3082  
西宮市 介護保険課  
電話：0798-35-3048